

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 (28215)	
地域名 (地域内農業集落名)	吉川町 (福吉)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月16日、令和6年1月19日、令和6年3月4日 (第1～3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農家戸数は14戸で、主たる農業従事者10名が地域農業を担っており、内、65歳以上が7名と高齢化が進んでいる。
 しかし、10年後も農業継続意向の農家が多く、何とかほぼ現状の農業が維持される見通しである。
 後継者については7戸で目途が立っているものの、2戸は後継予定者が農業を引き継がない意向を示され、また1戸が規模縮小を希望されている。
 このような状況から、一部、条件不利農地では、耕作放棄地も見られており、今後、地域農業のあり方や将来の農地利用について検討する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・酒米「山田錦」を核に、個別完結型の形態を中心に営農を進める一方、空き農地が発生した場合は認定農業者をはじめ、規模拡大志向農家への集積を図る。
 ・水稲栽培に適さない農地(水持ちが悪い、水の確保が困難な農地など)は、高齢者の楽しみとして、野菜等の栽培、生産した農作物を農産物直売所へ出荷販売することを通じた『生きがいつくりの場』としての活用を検討する。
 ・自治会活動として住民参加のもと、道路、水路、遊休農地、法面等の草刈りなどを通じ、住環境の保全に努める。
 ・老若男女問わず、地域住民の連帯感や農業への愛着をもってもらうため、地域で生産された食材を使った加工品づくりを検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	14.64 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13.35 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員、農地利用最適化推進員と調整し、農地バンクを通じた集積、集約化をすすめ、担い手を中心に集積、集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中間管理事業制度を地区農家に周知を行いながら、現在の利用権設定や規模縮小・離農に伴う権利設定は中間管理事業を活用するように誘導する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・老朽化したパイプラインの更新 ・機械作業や畔草管理・水管理の省力化を図るため、ほ場の大区画化を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
福吉集落において、新規就農者等就農を希望する者がある場合は、地域の貴重な担い手として受け入れできるルールを作り、三木市や加西農業改良普及センター、JAみのりとも連携し、多様な担い手育成確保に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
基幹作業ができなくなった農家にはJAみのりや近隣営農組合等の農業支援サービス事業体への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ③水稻栽培において、ドローンによる肥料散布作業や、自動給水栓の導入など、省力化・効率化につながるスマート農業機械等の導入を検討する。
- ⑦多面的機能支払交付金等の活用により、農地、水路等の保全管理をすすめる。さらに、省力化できる機械を活用した草刈りの共同化を図り、継続的な農業生産や快適な住環境づくりを進める。
- ⑧小規模な加工施設や、機械格納庫の整備を検討する。